

令和2年12月4日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る神奈川県への対応について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県知事から次のとおり通知がありました。

12月3日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催し、特措法第24条第9項に基づき、横浜市、川崎市にある酒類を提供する飲食店・カラオケ店に対して、12月7日から17日まで、5時から22時までの間での時短営業を要請する決定が行われ、知事メッセージが発出されました。

業界団体や神奈川県が作成したチェックリスト及び業界団体が作成したガイドライン等に基づく感染防止対策を改めて徹底していただき、「感染防止対策取組書」、「LINE コロナお知らせシステム」をご活用くださるよう、併せて、テレワークや時差出勤など、密を避ける取組についても、引き続き、実施していただくよう、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

- 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料・動画
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/2020kiki.html>
- 県民や事業者の皆様に対する要請内容について
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19-zitanyousei.html>
- 感染防止対策取組書及びLINE コロナお知らせシステムについて
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0101/>

【基本的な感染防止対策】 「M・A・S・K (マスク)」の徹底
M:適切なマスクの着用、A:アルコール消毒、S:アクリル板等で遮蔽、
K:距離と換気、冬は加湿
「マスク会食」の徹底

12月3日から17日までの間は、人との接触機会を減らすため、外出は控えめにしてください。高齢者や基礎疾患のある方は特にご用心ください。

- 知事メッセージ
http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/201203_message.html